

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付要綱

制定	昭和 59 年 5 月 21 日	区長決定
改正	平成 14 年 3 月 25 日	部長決定
改正	平成 27 年 3 月 31 日	要綱第 294 号
改正	平成 30 年 3 月 9 日	要綱第 32 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	要綱第 181 号
改正	令和 3 年 3 月 3 日	要綱第 23 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、民生委員の識見の向上をはかり、自主的な研修体制と活発な民生委員活動を推進することを目的とし、当該活動に対する助成金の交付を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 本事業は、次の各号の品川区各地区民生委員協議会（以下「地区協議会」という。）に助成するものとする。

- (1) 品川第一地区民生委員協議会
- (2) 品川第二地区民生委員協議会
- (3) 大崎第一地区民生委員協議会
- (4) 大崎第二地区民生委員協議会
- (5) 大井第一地区民生委員協議会
- (6) 大井第二地区民生委員協議会
- (7) 大井第三地区民生委員協議会
- (8) 荏原第一地区民生委員協議会
- (9) 荏原第二地区民生委員協議会
- (10) 荏原第三地区民生委員協議会
- (11) 荏原第四地区民生委員協議会
- (12) 荏原第五地区民生委員協議会
- (13) 八潮地区民生委員協議会

(助成対象事業)

第 3 条 助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 地域福祉の担い手として社会福祉の理解を深める内容であること。
- (2) 社会福祉施設の見学および研修が含まれていること。
- (3) 地区協議会が創意工夫を凝らし主体的に実施するものであること。
- (4) 他の補助金または助成金を受けていないこと。

(助成期間)

第4条 助成対象事業は、毎年4月1日より翌年3月31日までに実施されるものとする。

(助成金額)

第5条 地区協議会が助成対象事業を行う場合の助成金額は、別表に定めるとおりとする。また、額の算定については、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に規定する助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする地区協議会は、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による交付申請を受理した場合において、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、地区協議会へ品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 区長は、交付決定に必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第8条 前条第1項の交付決定通知書を受領した地区協議会は、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、区長の定める期日までに第6条の規定による交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとする。

(助成金の概算払)

第9条 第7条第1項の規定により決定した助成金については、品川区会計事務規則(昭和39年品川区規則第5号)第88条第1項第3号により概算払とし、支払を受けようとする地区協議会は、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書を受領した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(事業の変更等)

第10条 地区協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、品川区民生委員社会福祉施設研修事業変更・廃止届(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(1) 助成対象事業を変更しようとするとき。

(2) 助成対象事業を廃止しようとするとき。

(実績報告)

第 11 条 第 7 条第 1 項に規定する交付決定通知書を受領した地区協議会は、助成期間中の各年度の助成対象事業の実績について、助成対象事業終了後、速やかに品川区民生委員社会福祉施設研修助成金実績報告書（第 5 号様式）に関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

2 助成対象事業が廃止されたときは、前項の規定に準じて実績の報告をしなければならない。

(助成金の確定と精算)

第 12 条 区長は、前条の実績報告書に基づき、交付すべき助成金額を確定し、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付確定通知書（第 6 号様式）により、交付すべき助成金額を地区協議会に通知する。

2 前項に規定する助成金額の交付決定通知書を受領した地区協議会は、前項の規定により確定した助成金額が、第 9 条第 1 項の規定による概算払の金額（以下「概算払の金額」という。）より低いときはその差額を区長が別に定める日までに区に返還しなければならない。

3 助成対象事業が廃止されたときは、地区協議会は前項の規定に準じて精算する。

(交付決定の取消し)

第 13 条 区長は地区協議会が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件と当該助成対象事業の実施結果が著しく異なり、不相当と認められるとき。

(5) その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第 14 条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、地区協議会に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(返還加算金)

第 15 条 前条の規定により助成金の返還命令を受けた地区協議会は、助成金を返還すべき日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金額(その一部を納付したときにおけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年率 10.95 パーセントを乗じた額を加算して返還しなければならない。

(調査)

第 16 条 区長は、地区協議会に対して助成金の使途に関する必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第 17 条 地区協議会は、助成対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第 5 条関係)

助成対象事業	宿泊の有無	助成限度額
近接地外の福祉施設の見学および研修	宿泊を伴う	参加者 1 名に対し、23,000 円
近接地外の福祉施設の見学および研修	宿泊を伴わない	参加者 1 名に対し、10,000 円
近接地内 (品川区内を除く) の福祉施設の見学および研修	宿泊を伴わない	参加者 1 名に対し、5,000 円

備考

- 1 同一年度内における助成限度額の合計は、同一の参加者に対し 23,000 円を上限とする。
- 2 近接地内の区域は、職員の旅費に関する条例別表第 1 国内旅行の旅費 (1) 近接地の地域を準用し、近接地外はそれ以外の区域とする。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金
交付申請書

品川区長 へ

申請地区名： _____

地区会長住所： _____

地区会長氏名： _____

民生委員社会福祉施設研修助成金について、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

(1) 実施計画書……………別紙1のとおり

(2) 収支予算書……………別紙2のとおり

3 その他の参考となる資料

4 連絡責任者

役職名・氏名	
住所	〒
電話	

実施計画書

申請地区名：_____

実施日	自 年 月 日 () 至 年 月 日 ()	
参加人数	名	
研修内容	1. 施設見学 2. 講師(随行職員等)による講話 3.	
行程	別紙行程表を添付	
研修施設	施設名	
	所在地	
宿泊施設	施設名	
	所在地	
旅行会社名		
旅行会社連絡先	担当者:	

収支予算書

申請地区名: _____

(単位:円)

区分	項目	金額	説明(積算内訳等)
収入額			
	合計(1)		

※上記収入額には、区からの助成金以外に収入がある場合に記入してください。

区分	項目	金額	説明(積算内訳等)(注)
支出額			
	合計(2)		

助成対象経費の実支出(予定)額 A [(2) - (1)]	助成限度額 B (単価×参加人数)	交付申請額 C (AとBとを比較して少ない方の額)

(注) 実績報告書の提出時には、支出した経費の内訳を記入していただきます。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請地区名 : _____

地区会長 : _____様

品 川 区 長

印

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金
交 付 決 定 通 知 書

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 _____円

2 助成対象事業の内容

この助成金の対象事業は、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付申請書記載のとおりとする。

3 助成対象経費および算定基準

この助成金の対象経費は、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付要綱第5条のとおりとする。

4 助成条件

助成条件については、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付要綱のとおりとする。

5 申請の取り下げ

この交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、この交付決定の通知受領後、14日以内に申請を取り下げることができる。

第3号様式（第9条関係）

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金
請求書

請求金額								
	百万	十万	万	千	百	十	円	

ただし、品川区民生委員社会福祉施設研修助成金として

上記のとおり請求します。

品川区長 へ

年 月 日

申請地区名： _____

地区会長住所： _____

地区会長氏名： _____



第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請地区名： _____

地区会長住所： _____

地区会長氏名： _____

品川区民生委員社会福祉施設研修事業変更・廃止届

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付要綱の規定に基づく助成金事業について、
下記の理由より交付申請内容を変更または事業を廃止することとしたので届け出ます。

記

【変更・廃止する内容および理由】

交付決定の内容	変更後の内容	理由

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請地区名：_____

地区会長住所：_____

地区会長氏名：_____

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金
実績報告書

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金交付要綱の規定に基づく助成金について、
下記のとおり関係書類を添えて実績報告します。

記

1 実績報告額 金_____円

2 添付書類

- (1) 実績報告書………別紙1のとおり
- (2) 収支決算書………別紙2のとおり

3 その他の参考となる資料

4 連絡責任者

役職名・氏名	
住 所	〒
電 話	

実績報告書

申請地区名: _____

実施日	自	年	月	日()
	至	年	月	日()
参加人数	名			
研修施設	施設名			
	所在地			
施設の特徴等				
感想 (反省・改善点等)				
その他				

収支決算書

申請地区名: _____

(単位:円)

区分	項目	金額	説明(積算内訳等)
収入額			
	合計(1)		

※上記収入額には、区からの助成金以外に収入がある場合に記入してください。

区分	項目	金額	説明(積算内訳等)(注)
支出額			
		合計(2)	

助成対象経費の実支出額 A [(2) - (1)]	交付決定額 B (単価×参加人数)	交付確定額 C (AとBとを比較して少ない方の額)

(注) 支出した経費の内訳を記載してください。

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

申請地区名： _____

地区会長： _____様

品川区長

印

品川区民生委員社会福祉施設研修助成金
交付確定通知書

品川区民生委員社会福祉施設研修に係る助成金については、実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

なお、交付額の確定に伴い生じる超過交付額については、下記に指定する期日までに精算して下さい。

記

- | | |
|---------|-------------|
| 1 交付確定額 | 金 _____ 円 |
| 2 交付済額 | 金 _____ 円 |
| 3 超過交付額 | 金 _____ 円 |
| 4 精算期日 | _____ 年 月 日 |